

農用地区域からの除外の運用における基準

平成 4 年 1 月 16 日 議 決
令和 3 年 3 月 5 日 議 決
蓮田市農業振興地域整備促進審議会
平成 4 年 1 月 16 日 蓮 田 市 決 定
令和 3 年 3 月 16 日 改 正

〈資材置場、駐車場の場合〉

1. 蓮田市内または隣接市町に事業所があり、現に事業を営んでいること。

2. 事前着工でないこと。

※ 事業所とは次の条件に概ね当てはまるものを言う。

ア 法人の登記簿に蓮田市内の事業所が記載されていること。

イ 市役所税務課に法人設立の届け出がされていること。

(法人税の納税及び過去 1 年の実績が確認できること。)

ウ 勤務する職員が常にいること。連絡が確実にとれること。

エ 事業所が簡単に確認できること。

(注)・ 申出地を事前着工したものについては、農地の状態に回復した後に再度申出のこと。

・ 資材置き場については、資材の種類・量、どのような状態で置くのかなどが確認できる資料を提出のこと。

・ 駐車場については、使用の内容が確認できる配置図を提出のこと。

・ 雨水の排水について処理方法の計画を提出のこと。

・ 事業所との位置関係及び距離が確認できる資料を提出すること。

〈分家住宅・既存集落内の自己用住宅の場合〉

1. 都市計画法の線引き（昭和 45 年 8 月 25 日）以前から引き続き農地として所有していたもの。

2. 農業振興地域以外に農地を所有していないこと。

3. 開発行為の可能性があること。

4. 他に違反転用の事実がないこと。

※ 線引き以前に取得した土地を、相続により取得した場合は、線引き以前から所有しているものとする。